

平成26年鞍手町議会第7回定例会会議録（第3号）						
平成26年 12月10日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成26年12月10日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成26年12月10日 午後1時49分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	9	久保田正之		10	武谷保正	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部哲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興課長	立石一夫	出欠
	福祉人権課長	守田純子	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	税務住民課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長兼農業委員会事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
	出席者の 職氏名					
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成26年第7回鞍手町議会定例会議事日程

12月10日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例
- 日程第2 議案第83号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第84号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第89号 専決処分の承認（平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号）
- 日程第9 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第13 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計
補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第98号 財産の処分
- 日程第18 議案第99号 訴えの提起

平成26年12月10日（第3日）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第82号 鞍手町保育の必要性の認定に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

条例が制定されようとしていますけれども、認定に関して必要な事項は規則で定めるといふふうになっています。その規則についてはもう大体案が出来ているのでしょうか。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

お答えいたします。

現時点ではまだ規則までは作ってはおりません。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

近隣のある町では、この規則の中で、例えば認定の基準に見合わなくなった場合は保育所に通わせないとかというような文言が入っているそうです。そういうものが入らないように、きちんと保育を、働けなくなったから直ぐに追い出すとかというようなことにならないように是非していただきたいというふうに思いますが、もう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 守田 純子君

いま、議員さんがおっしゃったのは、現に保育所に通われている子どもさんが、例えば条件にそぐわなくなった、そして退所しなくてはいけなくなったというようなことがないよというところをございますか。

はい、国の方の質疑の中でもQ&A等で示されている中にも、そういったことがないよという取り計らうよということがありますので、そういうことがないよという形で、今、現に行かれていますお子様が行かれなくなるよという形では考えております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 2 号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 2 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 議案第 8 3 号 鞍手町課室設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 3 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 3 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 3 議案第 8 4 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

資料の 4 7 頁の比較表に、改正前のところの 4 番、主幹及び保健主幹というのが、改正後にはなくなっているのですが、今現在この主幹というのはいないのですか。

○ 議長 川野 高實君

総務課長。

○ 総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

この表にあります主幹は、現在は 4 級職に該当しまして、今現在 3 7 名います。

以上です。

○ 議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○ 1 1 番 宇田川 亮君

3 7 名おられるということですが、改正後はどこの級になるのかというのか、係長級になるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

○ 議長 川野 高實君

総務課長。

○ 総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

頁数は打っていないのですが、第3条の下に附則がありますけど、その次の頁ですが、1条関係の通勤費の新旧対照表があると思いますが、その1頁前です。

その第7条に、職務の分類表がありますけれど、当分の間同表の、最終的に4級というのは係長が当たります。その下に読み替え規定で当分の間は係長、主幹及び保健主幹を置くようにしております。それは5級も同等でありまして、当分の間班長が課長補佐となって、5級に対応します。最終的には、課長補佐というのは5級の中からはなくなります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

課長も課長補佐も今は5級という形になるのですか。会計管理者、課長、室長、事務局長、課長補佐及び事務局長補佐が全部5級というふうになっていますが。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

まず、課長になって最初の1年間は5級に位置づけします。そして1年経ちましたら課長は6級に上がるようになっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

分かりました。

別の件で。人勸の内容に基づいて給与表の改定ということですが、いつも聞くことですが、このラスパイレスの指数が県下でも低い方だというのは前から言われているところなんですけど、今度、この改正によってどういうふうになるのかというのを教えて下さい。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

ご質問のラスパイレスに関することなのですが、現在のところ把握しておりません。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第84号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第85号 鞍手町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第86号 鞍手町改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第86号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第87号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

先日、工場等設置の審議会がありましたけども、その中では条例が改正されるということだけで中身の説明がありませんでした。それで、減価償却資産の種類が改められたということですが、どういうふうに改められたのか、それと条例がありますけれども対象の、今まで奨励を受けられた会社等で改正によって変わるのか、変わるのかという言い方はおかしいかも知れませんが、今まで通りなのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

この中身としましては、企業が投資します2,700万という金額があるわけなんです、

この2, 700万をどのようにカウントするかというところが、今まで県の指導でこの所得税法施行令第6条の1号から7号までの全て、具体的に言いますと1号の建物及びその附属設備、2号の構築物、3号の機械及び装置、4号はうちは関係ないですが船舶、5号の航空機、6号の車両及び運搬具、7号の工具器機及び備品、これら全ての投資が2, 700万を超えればよろしいですよと。

それから減収補填、いわゆる交付税の補填を受ける対象になっておりました。ところが、それは県の指導の誤りということで、実際にその2, 700万円を判定するのは第1号の建物及びその附属設備、それから第3号の機械及び装置、この2種のみ合計額が2, 700万を超えておかないと減収補填の対象にならないということが分かりまして、それに合わせて条例を改正するものです。

尚、この県の指導というのは、減収補填を受ける県内全ての自治体について同じような指導が行われておりまして、県が今まで減収補填を対象としたものがどうだったかという調査を行った結果、今までの分については全然問題がなかったという報告を受けております。

以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第87号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第88号 鞍手町立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

来年4月から新しい中学校が開校することになることでこの条例が出ているわけですが、この新しい中学校を設置するに当たって、土地も含めて総額いくら掛かったかをお尋ねしたいと思います。

○議長 川野 高實君

岡崎議員、それは議題外になるのではないかと思います。設置する条例を議題に沿って。いくら掛かったということが議題ではないと思いますが。

○12番 岡崎 邦博君

設置するに際して掛かった費用を尋ねているわけですが。

○議長 川野 高實君

しばらく休憩します。

休憩 13時15分

再開 13時16分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

只今、岡崎議員から質問がありましたけれども、結論的に言えば一般会計の中で質問していただきたい。ここは地番と学校名等の条例でございますので、金額のところは一般会計の中で質問していただいたらいいかなどこのように思っております。よろしく申し上げます。

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第88号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第88号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第8 議案第89号 専決処分承認(平成26年度鞍手町一般会計補正予算第3号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の8頁をお開き下さい。

2款 総務費について、8頁から9頁まで質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

7頁をお開き下さい。

15款 県支出金及び18款 繰入金について質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第89号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第89号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第90号 平成26年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の15頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、15頁から18頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、18頁から23頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、23頁から26頁まで質疑ありませんか。
次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、27頁から30頁まで質疑ありませんか。
岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

28頁の中学校管理費ですが、工事費3,980万ほど付いていますが、その中身についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

増額の理由につきましては、当初予算編成時より物価が約10%上昇したことによります
資材の高騰、それから労務単価の上昇によることが1点。

それから、野球場の防球ネットにつきまして、当初の方針では再利用する計画としてお
りましたが、その後の調査でネットの劣化が予想以上に激しいということのために、今後の維
持管理等を考えまして、新しいネットとすることにしました。

もう1点は、野球場及びグラウンド整備工事におきまして、当初一般的な暗渠排水、一般
的にパイプを通した、通常学校等のグラウンドで使用されている工法を用いる計画でござい
ましたが、野球場やグラウンドの広さからして、開校後の維持管理費等を考えまして、土の
流れにくい工法ですね。降雨時も直ぐに早く短期間で使用ができる工法ですね。それから、
防除の機能を備えた新工法を採用する計画に改めたものが主な理由でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

今度も補正があっていますが、当初計画よりもかなり資材も上がっているということで、
建設費もかなり高騰してきていますが、中学校建設にあたって総額いくら掛かりましたかお
尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、平成24年度には学校用地取得費、それから建物取得費、それから実施設計費と合わせまして1億7,646万9千円を支出しております。

次に、平成25年度におきましては、鞍手中学校の改修等の整備費に関する予算の内から、工事の前払金と出来高払いを合わせまして1億258万8千円を支出しております。

それから、ご存じのとおり残りの工事費15億9,362万円と、設計管理費委託費の3,486万1千円を、工期が平成26年度中までに延長したことに伴いまして26年度に繰越をしております。

次に、平成26年度におきましては、屋外施設の工事費としまして、今回の追加補正予算を含んだところで5億4,006万7千円を計上させていただいております。

以上が出総額と見込んでおりまして、総額24億8,644万1千円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

同じく工事費のところなんですけど、先日の一般質問の中でクラブ活動も支援していくというふうなお話もあったと思いますが、以前私も照明の関係でお話をしていたと思うのですが、現在の南北中学校がありますけれども、冬場になり5時過ぎたら真っ暗で、屋外での部活動というのは殆ど出来ないのです。それで新中学校になったら、例えば野球場の内野の部分だとか、少しでも照明を点けていただきたいというお話をさせていただきました。

今でも、新人戦県大会に行ったりだとかしていますけれども、中央公民館のテニスコートを借りたり、グラウンドを借りたり、その度に子ども達は学校から自転車なり、歩いて中央公民館まで行って練習しているというような状況があるのです。

折角新しく中学校が出来てもその状況は変わらないんだったら、若干近くにはなりますが、是非、簡易的などと言いますか、完全に試合まで出来るような照明とかは言いませんけれども、最低限練習が出来るような照明を点けてあげるべきではないだろうかというふうに思いますが。この中には入っていないのですよね。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お話は分かるのですが、今回の、今私が答弁させていただきました予算の中には、夜間照明等については含まれておりません。以上でございます。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今後は是非考えていただきたいと思います。

27頁の委託料で学校施設警備委託料、これはおそらく体育館だとかというところを警備会社に頼んで、一般の方が体育館を夜間借りたりだとかというところの警備かなというふうに思うのですが、その中身を教えてください。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

これにつきましては、やがて校舎等につきましては体育館のトイレも、一時早く校舎の方が完成をいたします。その後の管理といたしまして、予定では1月から3月までの施設の警備を入れております。と言いますのは学校等が南中、北中の方から3月に学校が閉校いたしましたら備品等も搬入いたしますので、そういうふうなことも兼ねまして、そういうふうなための警備の費用として上げさせていただいております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

とすれば、新中学校の、今工事しているところの警備ということでもいいですね。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

11頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

11頁から14頁まで質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

13頁ですが、18款 繰入金で財政調整基金を1億1,600万円ほど繰り入れるようにしていますが、これによって財政調整基金の残高はいくらになるのですか。

○議長 川野 高實君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

残高は9億1,536万9千円になる予定です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10 議案第91号 平成26年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第91号は民生産業委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第91号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第11 議案第92号 平成26年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第92号は総務文教委員会に付託したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第92号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第12 議案第93号 平成26年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

今回、利子及び配当金が約1億になろうとされていますが、この中身について教えて下さい。

○議長 川野 高實君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

今回の補正につきましてお答えします。

平成25年6月20日に購入しました10億円の10年国債をオーバーパーで売り、30年国債、残存期間が18年8ヵ月をアンダーパーで買った売買利益と、平成25年6月25日に購入しました5億円の10年福岡県債をオーバーパーで売り、30年国債、残存期間1

8年7ヵ月をアンダーパーで買った売買利益の補正でございます。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第93号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第93号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第13 議案第94号 平成26年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第94号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第94号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第14 議案第95号 平成26年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第95号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第95号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第15 議案第96号 平成26年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第96号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第96号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第16 議案第97号 平成26年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第97号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第97号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第17 議案第98号 財産の処分を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これについては一般質問でも質問させていただきましたけれども、その答弁の中で売却することで税収が上がるということから売却するという答弁がありました。

今回、売却予定地を売却することで固定資産税は減免措置終了後から、おおよそいくらぐらいを見込んでいるのか、また、その算定基準となる固定資産税評価額はいくらになるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

税務住民課長。

○税務住民課長 久保田 隆一君

お答えいたします。

3年以降の分につきましては、固定資産税の中でも土地、家屋、償却資産と法人町民税というようなところまで波及してきますが、現段階ではその中で土地についてのみ、まだ建物等は建っていませんのでまだ試算できません。土地につきまして試算をした状況ですが、あくまでこれは現状での試算、それから特定の企業に関する税情報でありますので、額はあくまで概算ということでご了承下さい。

いま言われました評価額につきましては、概ね宅地部分で1億円くらいと、それに合わせて税額は年額で90万から100万ぐらいの間というふうに見ております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先日の一般質問の中でも土地の価格には4つの価格があるというふうに言いましたけれど、固定資産税評価額というのが一番低く大体設定されているのですね。その中でも、今回議案となっている土地については概算、おおよそということで1億円ぐらいの評価ということで

すし、不動産鑑定の評価でも1㎡あたり1万200円ということで、総額1億500数十万ぐらいになるのですね。そういったことを考えれば今回不動産鑑定評価額から35.3%も割り引いて、1㎡当たり6,600円ということであれば、総額約3,700万円値引きすることになるのです。

これは相当重大な決断、また将来の町の見通しも立った上での決断だろうというふうに思いますけれども、これは売却価格を設定したのは町長のお考えということによろしいのですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

はい、私が指示をいたしました。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

それでは別の質問になりますけれども、この中山用地は議案質疑の中でも答弁としてありましたが、28年の3月までは国交省に残土置き場として貸していたところですね。25年の3月に作成した企業立地ガイドには当然記載されてなくて、当初は、町は売却する予定はなかったわけだと思うのですが、それがいつ、何がきっかけで、または誰かの紹介があったのかどうか、そういったことで売買交渉を始めることになったのか。いつ始めることになったのかということと、その交渉を開始した時期はいつかということと、不動産鑑定をして1㎡あたり1万200円という単価が出ているわけですがけれども、その不動産鑑定をした時期も教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えいたします。

先程議員が言われましたように28年3月までは国土交通省の方に貸与すると、私どもはその方向で行っていたのですが、1つは西区用地が売れた段階で、その後まだ用地はないのかという問合せがかなり来ていたと。これに答えなければいけないというところと、国土交通省が貸し出しをした後直ぐに橋を建設いただいたと。

この橋が一番大きなターニングポイントと言いますか、橋ができることによって、その土地に企業が直ぐに来られる環境が整ったと、それまでは橋を進出する企業さんの方で作って下さいということが前提でしたので、それがネックになっていたと、その分が解消されたと。

それと、国土交通省との協議で南側の分については先に持出が可能であると、こういった条件が先日の一般質問の時もお答えしましたが調ったということで、正式な時期ではないの

ですが、大体今年の夏ぐらいからそういった動きというのは考慮に入れておりました。

企業さん何社から問合せがあつて、売却という方向に舵を切った後、9月の段階で不動産鑑定を入れました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町としては当初予定がなかったわけですが、そういう企業からの問合せがあつたということが前提として交渉を開始したということですが、これも話を進めるに当たっては町長の判断で、じゃあそういう企業との交渉を進めなさいと、町長の判断で進めたということではいいですか。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

担当課の方から要望があつたということを知りまして、私がじゃあ国交省との話はどのようなことを担当課に尋ねまして、国交省があそこの部分の泥を早急に除けましょうという話もさせていただきまして私が指示を出しました。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

町は、いま長期的な都市計画の見直し作業を行っています。これも予算措置をして基礎調査もいま実施しているわけですね。28年の3月までに見直しを終了する計画になっています。

先程述べたように、中山用地は28年の3月までは売却しないという予定であつたわけですね。それにも関わらず都市計画の見直し作業の結果も経ないで、また28年3月まで売却しないという町の方針を変更して今回売却をすることになったのですが、その決断とかそれをされたのも町長ということによろしいですね。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、1点はそういう計画が28年までとありましたのは、1つは大きく選挙がありまして体制が変わつたということが1点ございます。

もう1点は、やはり私の考えはチャンスというのはそんなにないのですね。やっぱりバイオリズムがありまして、事業というのはチャンスが来た時に、そのチャンスをいかに掴みきるか、掴みきらないか、これが事業に大きく作用すると私はそのように考えております。

体制も変わりがして、そういう審議員の皆さん方にはそういうふうに決定を28年までは売らないという決定がなされていたことは私も承知の上で、ただ、先程申しましたようにチ

チャンスは掴まなくてはいけないということで私が指示をいたしました。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第98号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第98号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第18 議案第99号 訴えの提起を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

この訴えるに至った経緯をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長 川野 高實君

建設課長。

○建設課長 森 茂樹君

お答えします。

まず、平成24年の12月頃でございましたが、ここに示しております物件目録の1から5の町有地について、不法占拠されているとの連絡が地元からございまして、それで建設課の職員が現地を確認しました。その時に不法占拠されている方が分かりましたので数回自宅に訪問をいたしております。その時に町有地にある看板等の不法占拠物の撤去をお願いしておりますが、自分の土地であると主張されましたので撤去に応じられなかったと。

その後、平成25年の12月27日に、事前にその方にご連絡をして役場の方に来ていただきました。その方に法務局に備え付けられております国調図とか、旧字図、登記簿謄本にて所有権の確認を行って、不法占拠物の撤去を要請しましたが、相手方が言われるには法務局が間違っており、この付近一帯は昔から自分の土地であると主張され、撤去には応じてもらえませんでした。

また、弁護士に相談しましたところ、占拠物は撤去してはいけないと言われていたもので、そのまま現在までおいておる状況でございます。

その後、今年の26年7月28日に、また役場の方に来ていただきまして、その後の状況を確認しましたけれど、土地家屋調査士の調査も向こう方がされましたのですが、相手方が主張される根拠が見つからないということで、土地家屋調査士が相手方の方に入られたのですが、その方も確認したら、そういう相手方が主張されるような根拠が見つからないということで退かれたということでございまして、町としても話し合いで問題が解決しないということで、法的な手続きを取りたいがいかということをお申しましたら、どうぞやって下さい

ということでございます。

それと、この物件目録の1から5以外にも地元の方であちこちに不法占拠の看板を立ててございますので、地元としても迷惑を被っているので、一刻も早く処置をお願いしたいということでございますので、今回議案として提出させていただいております。

以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第99号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第99号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日11日から15日までの5日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時49分